

社会福祉法人 愛泉園福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人愛泉園福祉会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員勤務別)

第2条 本会の役員等は、常勤及び非常勤とし、次のとおりとする。

評議員	非常勤
理事長	非常勤
業務執行理事	常勤
その他の理事	非常勤
監事	非常勤

(報酬)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

2 会議（評議員会、理事会、その他これに準ずるもの）等の出席者に対し次の通り支給する。

会議1回につき	(1) 評議員	3,000円（交通費を含む）
	(2) 非常勤理事	3,000円（交通費を含む）
	(3) 業務執行理事	支給しない
	(3) 監事	3,000円（交通費を含む）

3 定款第18条第1項に定める監査を行った場合の監事の報酬 3,000円

3 業務執行理事の報酬については、理事会で別に定める。

(費用)

第4条 役員等が職務のため出張する場合は、愛泉保育園職員の旅費規程を準用し、園長相当の額とする。

付則

この規定は、1982年 2月 12日から施行する。

2001年 4月 1日 一部改正

2005年 4月 1日 一部改正

2018年 4月 1日 一部改正